

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 ミクニ
 代表者名 代表取締役社長 生田 久貴
 (コード: 7247 東証第 1 部)
 問合せ先責任者 取締役 執行役員
 経営企画・管理本部長 金田 光司
 (TEL. 03-6895-0038)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条及び第 34 条の一部を変更するものであります。なお、定款第 28 条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1 百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1 百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1 百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1 百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上